

## 独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 1 3 号)

(改正 平成 15 年 11 月 1 日 規程第 31 号)  
(改正 平成 16 年 3 月 31 日 規程第 2 号)  
(改正 平成 17 年 11 月 24 日 規程第 3 号)  
(改正 平成 18 年 3 月 28 日 規程第 2 号)  
(改正 平成 19 年 3 月 26 日 規程第 8 号)  
(改正 平成 20 年 3 月 11 日 規程第 1 号)  
(改正 平成 21 年 3 月 5 日 規程第 2 号)  
(改正 平成 21 年 6 月 1 日 規程第 6 号)  
(改正 平成 21 年 12 月 1 日 規程第 7 号)  
(改正 平成 22 年 1 月 15 日 規程第 1 号)  
(改正 平成 22 年 2 月 18 日 規程第 2 号)  
(改正 平成 22 年 11 月 30 日 規程第 10 号)  
(改正 平成 24 年 3 月 1 日 規程第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 62 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、常勤役員については、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤役員にあっては、非常勤役員手当とする。

(報酬の支払)

第 3 条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給月額)

第 4 条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 839,000 円
- (2) 理事 737,000 円

ただし、理事長は、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、変更することができる。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し、支給する。

2 特別調整手当の月額、東京都特別区に在勤する常勤役員にあっては、俸給月額に100分の18を乗じて得た額とする。

（報酬の支給日）

第6条 俸給、特別調整手当及び通勤手当は、その月の月額を毎月16日に支給する。ただし、その支給日（当該前日）が休日に当たるときは、その前日（当該前日（当該前日）が休日に当たるときは、当該前日後においてその日に最も近い休日でない日）に支給する。

2 特別手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日）に支給する。

（日割計算）

第7条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び特別調整手当（以下この条において「俸給等」という。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の総日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（通勤手当）

第8条 通勤手当は、給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、基金の職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

（特別手当）

第9条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員の受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、給与法第19条の4及び第19条の7の規定に準じて算定した額を支給する。ただし、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第 23 条第 2 項の規定により解任された常勤役員（同項第 1 号に該当して解任された役員を除く。）
  - (2) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (3) 次項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 4 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 5 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 第 4 項から前項までに規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に

定める。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、次表のとおりとする。

非常勤役員手当	勤務1日単価
理事長	39,900円
監事	34,900円

2 非常勤役員手当は、翌月の16日に支給する。この場合において、第6条第1項ただし書きの規定を準用する。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 基金の成立の前日に平和祈念事業特別基金(以下「旧基金」という。)の役員として在職する者が、引き続き基金の役員として在職した場合、その者の旧基金の役員としての引き続きた在職期間を基金の役員としての在職期間とみなす。

附則(平成15年11月1日規程第31号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。  
(平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別調整手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附則(平成16年3月31日規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成17年11月24日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 平成17年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にとっては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にとっては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数)を乗じて得た額

- 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則(平成18年3月28日規程第2号)

(施行期日)

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員は、俸給月額ほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第10条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当額を勤務一日につき37,800円とする。

附 則(平成19年3月26日規程第8号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月11日規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月5日規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日規程第6号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年12月1日規程第7号)

(施行期日)

- この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 平成21年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.32 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 21 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.32 を乗じて得た額  
（経過措置）
- 3 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 10 条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当の額を勤務一日につき 37,700 円とする。  
附 則（平成 22 年 1 月 15 日規程第 1 号）  
この規程は、平成 22 年 1 月 15 日から施行する。  
附 則（平成 22 年 2 月 18 日規程第 2 号）  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 22 年 11 月 30 日規程第 10 号）  
（施行期日）
  - 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。  
（平成 22 年 12 月に支給する特別手当に関する特例措置）
  - 2 平成 22 年 12 月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。
    - (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数）を乗じて得た額
    - (2) 平成 22 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額  
（経過措置）
  - 3 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 10 条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当の額を勤務一日につき 37,600 円とする。  
附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 1 号）  
（施行期日）
    - 1 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
（平成 24 年 6 月に支給する特別手当に関する特例措置）

- 2 平成 24 年 6 月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
- (1) 平成 23 年 4 月 1 日において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成 23 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額  
(経過措置)
- 3 改正前の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 10 条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当の額を勤務一日につき 37,400 円とする。  
(独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程の臨時特例)
- 4 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 4 条に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から俸給月額に100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- (1) 特例期間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる手当の支給に当たっては、次に掲げる手当の額から、それぞれ次に定める額に相当する額を減ずる。
- イ 特別調整手当 当該役員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- ロ 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に支給減額率を乗じて得た額
- (2) 特例期間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第10条第 1 項の規定の適用については、同項中「39,900円」とあるのは「36,000円」とし、「34,900円」とあるのは「31,500円」とする。
- (3) 改正前の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第 10 条の適用を受けていた非常勤役員については、手当の額を勤務一日につき 33,800 円とする。  
(端数計算)
- 5 前項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。